

公益財団法人群馬県市町村振興協会評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人群馬県市町村振興協会定款第13条第1項並びに第27条第1項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 専務理事の報酬は月額、その他の役員等の報酬は日額とし、別表の区分に応じて、それに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の常勤公務員の場合並びに当協会の職員を兼ね職員としての給与を支給している場合の専務理事には支給しない。

- 2 前項に定める日額は、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、1回につき別表の報酬の額（日額又は月額）欄の金額を支給することとし、専務理事には支給しない。
- 3 一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。
- 4 専務理事には、通勤に要する費用として、公益財団法人群馬県市町村振興協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条の規定に準ずる通勤手当を支給し、支給方法については、給与規程の適用を受ける職員の例による。
- 5 職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費及び手数料等の経費は費用とし、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支払い方法)

第3条 役員等の報酬は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除したものとする。

- 2 専務理事の報酬等（月額報酬及び通勤手当）は、給与規程を準用し支給する。
- 3 専務理事以外の役員等の報酬は、従事等をした日の属する月の末日までに支払うものとする。
- 4 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役員	勤務形態	報酬の額（総額）	報酬の額（日額又は月額）
理事長その他の理事	非常勤	160,000円	10,000円
専務理事	非常勤	3,060,000円	255,000円
監事(公認会計士・税理士以外)	非常勤	140,000円	10,000円
監事(公認会計士・税理士)	非常勤	700,000円	50,000円
評議員	非常勤	120,000円	10,000円

注) 専務理事の月額報酬は月額に1週当たりの勤務日数を3で除して得た数を乗じた額以内とする。